

令和 3 年第 5 回大口町議会定例会一般質問

質問者	議席番号	6	氏名	船戸光夫
-----	------	---	----	------

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（１）	教育基本法 13 条では、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚。とあるが、行政は今後、地域住民にどのように周知されるか？
------	---

【回答】（回答者：生涯教育部長）

大口町では、次代を担う子どもを育成するにあたり、平成 24 年に、大口町の教育を考える会を発足しました。その中で「大口町の教育に関する基本方針」を策定し、「大口の子どもは大口で育てる」を合言葉にこれまで取り組んでまいりました。

今後も大口町の教育に関する基本方針にある「家庭」「学校」「地域」の教育 3 本柱に基づき、家庭では、子育て 10 か条を元に家族の絆を深めること、学校では、基礎、基本を身につける中で生きる力を育む教育を行うこと、地域では、みんなで交流、みんなで見守りを続けていくこと、を基本に子育てを進めてまいります。

3 本柱の一つに「地域」を位置付けており、既に、行政区や地域自治などが中心となって、登下校時の見守りやあいさつ運動、青色防犯パトロールなどの活動は、地域の皆様方に担って頂いています。

また、学校支援本部事業においては、地域支援ボランティアによる図書館サポートや清掃活動などいろいろな人とのつながりを持って活動が実施されています。

そういった様々な事業を皆様方にご紹介し、今後もそういった活動を通じて、学校教育法の理念等を周知できればと考えています。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（２）	動物がよりよく生きるために、どのような責任を負う等（気づき、共感、責任について）の教育はされているか？
------	---

【回答】（回答者：生涯教育部長）

児童期から、動物に関心を持ち、親しみをもって接することで、生命の尊厳について認識させることは大変重要だと思います。

小学校では、週に１時間ある特別の教科道徳で、かけがえのない自他の生命を尊重することや、自然を愛護し美しいものに感動する、人間の力を超えた崇高なものに対する畏敬の念を持つことを、児童に伝えています。

またその中で、動物をいつくしむことの大切さについて話し合うことで、子供たちの動物愛護の意識はさらに高まるものと考えます。

なお小学校低学年では、生活科等において、ウサギやカモなどの小動物を飼育する体験活動を通して道徳教育を推進し、動物を大切にする心の育成に努めています。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（３）	子ども向けの動物愛護教育の教材を作成している自治体もあるが、本町では、導入される考えは。及び動物愛護憲章も制定されておりますが、本町では制定される考えは。
------	---

【回答】（回答者：まちづくり部長）

本町の動物愛護の取り組みについて確認したところ、大口北小学校と大口南小学校につきましては、うさぎを飼育しており、獣医師による「生きる」という授業を行っています。西小学校につきましては、ビオトープを活用した授業があるとのことでした。

つきましては、動物愛護教育の教材を新たに作成するというよりも生きた教材で体験しながら学ぶ取り組みが大切であると考えますので、この取り組みを続けてまいりたいと考えます。

また、動物愛護憲章につきましては、大変意義のあることと思いますが、まずは、動物とふれあうといった取り組みや動物愛護の大切さを周知啓発することで意識の向上を育てることから取り組んでまいりたいと考えます。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（４）	動物の愛護及び管理に関する法律で、（基本原則）全ての人は命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにする。 動物の種類や健康状態等に合わせて適正餌、水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境を確保すると定められているが、行政の役割として住民に理解が得られるよう普及、啓発を願いたいがいかがか。
------	---

【回答】（回答者：まちづくり部長）

人と動物が共に生きていける社会の実現には、まずは、飼い主のモラルとマナーが必要です。動物を飼うということは、動物の命を預かることですので、飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任がありますので、そういった動物の愛護と適正な飼養について広報誌で周知してまいりたいと思います。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（５）	本町も住宅が密集する地域、交通量の多い地域、一方ではそうではない地域もあり共生の在り方も違いがある。県の動物愛護管理推進計画（動物との共生への理解）を住民から得られるように本町として出来ることはないか。
------	---

【回答】（回答者：まちづくり部長）

本町では、野生動物等が多く生息する地域はなく、一般的に動物との共生という点で考えれば、多くは飼い主への対応が重要と考えています。そのため繰り返しになりますが、飼い主のモラルとマナーを守った飼養を動物愛護週間に合わせ広報誌で普及啓発を行っていきたいと考えます。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（６）	動物虐待 1 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金（動物愛護法 4 4 条 2 項）正当な理由なく殴る、蹴る、熱湯をかける、心理的抑圧、恐怖を与える行為が行政区でありました。 身勝手な行動は、地域自治にも影響がでると思いますが行政はこの問題をどう捉え考えているのか。
------	--

【回答】（回答者：まちづくり部長）

ご質問の実例については直接把握をしておりませんので、具体的な回答は、難しいところですが、ご質問のような実例であれば、「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反する行為と考えられますので、法律に基づき対応する問題であると考えます。

1 人と動物の共生する社会の実現について

問（7）	動物虐待防止条例の制定をと思いますがいかがか
------	------------------------

【回答】（回答者：まちづくり部長）

議員ご質問の動物虐待防止の条例策定については、法律だけでは、対策できないものや地域の実状にそくした規制が必要な場合に制定するものと認識しています。

このためご質問の件につきましては、法律に基づいて対応することができる問題と捉えますので、現在のところ条例を制定する必要性はないと考えおります。